

学校法人の会計の特徴と科目について

学校法人とは

学校法人とは、学校教育法・私立学校法の定めるところにより、私立学校の設置を目的に設立された法人で、私立学校はこの学校法人により運営されています。

学校法人の目的は建学の精神や教育研究の理念・目的に基づき教育研究という公共性の高い活動を行うことにあり、企業のように営利を目的とするものではありません。

学校法人会計について

学校法人の会計は、企業会計とは異なり経営成績を知るのではなく、教育研究活動が円滑に遂行されたか否かを知ることにあります。

学校法人の教育研究活動の資金需要に対する収入は、その大半を学生生徒等納付金と補助金といった固定的かつ制約的な項目で占められています。学校法人が永続的に存在し、教育活動へ資金を投下し続けるための重要な仕組みとして予算制度が必要となります。また、学生生徒等納付金は、学生生徒やその保護者が納付したものであり、補助金も税金をその原資としていることから、適切な支出を行うことの責任が課せられており、理事会で承認された予算により計画的に使用されることが求められています。そのため私立学校振興助成法において、収支予算書を所轄庁へ届け出ることが規定されており、学校法人の重要な制度として法制化されています。

学校法人の計算書類について

文部科学省より学校法人会計基準の一部を改正する省令（平成25年4月22日文部科学省令第15号）が公布され、平成27年度以後の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成から適用されることとなりました。そのため、「活動区分資金収支計算書」が追加され従来の「消費収支計算書」は「事業活動収支計算書」に変更されています。

「資金収支計算書」は学校の諸活動に対応する、すべての収入・支出の内容を明らかにするために作成されます。また「資金収支内訳表」と「人件費支出内訳表」という内訳表があります。複数の学校を設置している場合には、資金収支計算書を分解して内訳表を作成し、学校別の収支状況を表示します。

学校法人の経費の中で重要な部分を占める人件費については、教員・職員の別や本務・兼務の別など内容別に細分化して表示します。また、資金収入調整勘定と資金支出調整勘定は学校法人特有の会計処理で、それぞれ収入の部、支出の部の控除項目として計上しています。

「活動区分資金収支計算書」は、平成27年度から適用される新基準によって追加されました。これは、収入・支出ごとに一覧表示されている「資金収支計算書」を、活動区分（教育活動による資金収支・施設整備等活動による資金収支・その他の活動による資金収支）ごとに組み替えることに

より、現金預金の流れをより分かりやすく把握するために作成されました。資金収支計算書にある調整勘定(未収入金、前受金、未払金、前払金の調整)は、活動区分資金収支計算書でも維持され、それぞれの活動毎に区分して表示します。従って、収支の最終数値は資金収支計算書も活動区分資金収支計算書も一致することになります。

「事業活動収支計算」の目的は、事業活動の成果を明らかにすることにあります。また、当該会計年度の諸活動に対応する全ての事業活動収入及び事業活動支出の均衡の状態を表すものです。そのための基本的な構造は今までの「消費収支計算書」を教育活動収支、教育活動外収支、特別収支と3つの区分に分解し対応するそれぞれの事業活動収入及び事業活動支出を計上します。教育活動収支と教育活動外収支は経常的収支バランスを表し、特別収支は臨時的収支バランスを表します。なお、内訳表として「事業活動収支内訳表」があります。

「貸借対照表」は期末にあたる3月31日における資産及び負債、純資産(基本金・繰越収支差額)の内容及び有り高を明示し、学校法人の財政状況(ストック)を明らかにするものです。明細表として「固定資産明細表」「借入金明細表」「基本金明細表」があります。

主な科目説明

学生生徒等納付金

授業料、入学金など学生生徒(保護者)から徴収する収入です。

翌年度に入学する学生からの授業料や入学金を当年度中に収受した場合には、当年度においては「前受金」に計上し、翌年度に「学生生徒等納付金」に振り替える処理を行います。

手数料

当該会計年度に実施する入学試験の検定料や証明書等の収入が計上されます。

寄付金

企業や個人からの寄付金です。事業活動収支計算書には現金の収受が伴わない現物寄付も計上されます。

補助金

学校の教育や研究に関する経費、固定資産の購入等の助成のために、国または地方公共団体から支給される補助金です。

資産売却収入(事業活動収支を除く)

学校の資産を売却した場合に売却額が計上されます。

資産売却差額(事業活動収支のみ)

資産の売却額>売却資産の額の場合計上されます。

資産処分差額(事業活動収支のみ)

資産の売却額<売却資産の額の場合、及び資産の処分時に計上されます。

付随事業・収益事業収入(事業活動収支のみ)

購買部や委託事業等から得られる収入が計上されます。

付随事業収入(事業活動収支のみ)

付随事業・収益事業収入から収益事業を除いた額が計上されます。

受取利息・配当金収入

預貯金等の金融資産から得られる収入、および教室等を賃貸することによる収入が計上されます。

雑収入

退職金財団・社団からの交付金、その他学校法人に帰属する各収入が計上されます。

前受金収入（事業活動収支を除く）

次年度以降分の入学金や授業料等が当年度に納入された金額が計上されます。

その他の収入（事業活動収支を除く）

前期末未収入金収入・預り金収入などが計上されます。

資金収入調整勘定（事業活動収支を除く）

資金調整勘定には、期末未収入金、前期末前受金、期末未払金、前期末前払金が含まれています。これは、その年度における支払資金の実際の収支だけで計算したものでは不十分なため、過年度に収入・支出されたもので当年度の活動に属するものと、翌年度以後に収入・支出となるが当年度の活動に属するものを含めて計算します。そこで、支払資金の実際の収支と当年度の諸活動に対応する収支とを一致させるために用いる科目を資金調整勘定といいます。資金調整勘定は資金収入調整勘定と資金支出調整勘定があります。

人件費

教職員、役員に対する本俸、報酬、手当、所定福利費、退職金と退職給与引当金繰入額（事業活動収支のみ）が計上されます。

教育研究経費

教育や研究のために支出する経費を計上します。消耗品費、光熱水費、旅費交通費、奨学金（学生への奨学金）、減価償却額（事業活動収支のみ）などが計上されます。

管理経費

学校の管理のために支出する経費を計上します。消耗品費、光熱水費、旅費交通費、減価償却額（事業活動収支のみ）などが計上されます。

借入金等利息

借入金の利息を計上します。

借入金等返済（事業活動収支を除く）

借入金の返済額を計上します。

施設関係支出（事業活動収支を除く）

土地、建物、構築物、建設仮勘定などの支出をいいます。建設仮勘定とは建物及び構築物等が完成するまでの支出をいい、完成した後に該当する科目に振替えます。

設備関係支出（事業活動収支を除く）

教育研究用機器備品、管理用機器備品、図書、車両、ソフトウェアなどの支出をいいます。

資産運用支出（事業活動収支を除く）

有価証券の購入、引当特定資産への繰入などの支出をいいます。

その他の支出（事業活動収支を除く）

前期末未払金支出・預り金支出などが計上されます。

翌年度繰越支払資金（事業活動収支を除く）

年度末の支払資金残高です。貸借対照表の現金預金と同額になります。

基本金組入前当年度収支差額（事業活動収支のみ）

改正前の学校会計基準では「帰属収入-消費支出」の式で表されるものです。今回の改正により新たな表示項目となったものです。

基本金組入額合計（事業活動収支のみ）

学校法人会計基準では「学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その事業活動収入のうちから組み入れた金額を基本金とする。」と規定されています。どのような資産を対象として決定されるかは学校法人会計基準において以下の4つに分類し、規定しています。当学園はそのうち第1号と第4号の基本金を計上しています。

第1号基本金

設立当初に取得した固定資産、並びに設立後新たな学校の設置、学部学科の増設、定員や実員の拡大による規模の拡充及び教育の充実向上のために取得した固定資産の価額。固定資産等への支出金額のうち、新規購入の場合はその取得価額全額を組入れ、取替更新の場合には取替前と取替後の資産の取得価額の差額を組入れます。しかし、借入金等を財源として購入した場合は、返済金額を基本金に組入れます。

第2号基本金

新たな学校の設置又は既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる目的のため計画的に積み立てる資産。

先行組入れの計画的、段階的な実行を明らかにするもので、取得年度に基本金組入れが集中することがないように、早めに基本金組入計画を策定し、取得年度に先行して年次的、段階的に基本金組入れを行うことにより基本金組入れの平準化を図るものです。

第3号基本金

基金として継続的に保持し、かつ運用する金銭その他の資産の額です。元本を継続的に保持運用することにより生じる果実を教育研究活動に使用するために、寄付者の意思 又は学校法人独自で設定した奨学基金、研究基金、海外交流基金等が該当します。

第4号基本金

恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額。

前年度の事業活動収支計算書の人件費・教育研究経費・管理経費・借入金等利息の合計額から退職金・退職給与引当金・減価償却額の合計額を差し引いて12で除した額です。計算額が既計上額よりも20%以内の変動であれば据え置きとなります。

基本金取崩（事業活動収支のみ）

学校法人会計基準には、基本金の取り崩しに関しても規定されています。その要件は以下のとおりです。

- 1 諸活動の一部又は全部を廃止した場合
- 2 経営の合理化により第1号基本金対象固定資産を有する必要がなくなった場合
- 3 第2号基本金対象資産を将来取得する固定資産の取得に充てる必要がなくなった場合
- 4 その他やむを得ない事由がある場合

さらに、文部科学省の通知では「資産を他に転用するなどして継続的に保持する場合のほかは基本金取崩の対象としなければならないこと」また、「基本金を取り崩す場合には、教育の質的水準の低下を招かないよう十分に留意する必要があること」とされています。